

## はじめに

本報告書は、大気汚染防止法第22条、騒音規制法第18条及びダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定により都道府県知事に義務づけられた常時監視について、大気汚染防止法第24条、騒音規制法第19条及びダイオキシン類対策特別措置法第27条の規定に基づき、それぞれの結果を公表するものです。

内容としては、中核市である大分市を除き、県、佐伯市及び津久見市が実施した平成21年度の大気環境常時監視調査結果のほか、各種の大気環境調査の結果について掲載しています。

近年の大分県の大気環境は、環境基準による評価をみると概ね良好で、平成21年度についても総じて前年度と同様な状態で推移しています。

しかしながら、大気環境をめぐる状況については、近年の光化学オキシダント濃度の上昇に関する課題に加え、平成21年9月に新たに環境基準が定められた微小粒子状物質に関する取組みの必要性等が生じており、これらの改善に向け今後とも積極的に取り組んでいくことが求められているところです。

本報告書が多くの方々に活用されるとともに、大気環境保全への理解の一助になれば幸いに存じます。

平成23年3月

大分県生活環境部

環境保全課長 末松 裕嗣